

# 小松島市指定居宅介護支援事業者 運営指導書類一覧

次の書類を準備してください。事前提出書類については、実施日の1週間前までに小松島市介護福祉課へ提出してください。当日確認書類については、必要に応じて確認できるようご協力ください。

	書類名	確認	備考
事前提出書類	1.自己点検シート		
	小松島市居宅介護支援自己点検シート(運営等)	<input type="checkbox"/>	
	小松島市居宅介護支援自己点検シート(加算等)	<input type="checkbox"/>	
	2.人員・運営に関する書類		
	運営規程	<input type="checkbox"/>	
	重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	
	勤務体制一覧表(運営指導日前月、前々月の2月分)	<input type="checkbox"/>	
当日確認書類	1.人員・運営に関する書類		
	勤務状況が分かるもの(勤務実績表、タイムカード等)	<input type="checkbox"/>	
	雇用形態(常勤・非常勤)が分かるもの(雇用契約書、労働条件通知書等)	<input type="checkbox"/>	
	従業員の介護支援専門員証、各種研修終了証	<input type="checkbox"/>	
	利用契約書の写し(本人及び家族の同意の署名等を得たもの)	<input type="checkbox"/>	
	個人情報使用同意書の写し(本人及び家族の同意の署名等を得たもの)	<input type="checkbox"/>	
	利用者の被保険者番号、有効期限等を確認している記録等	<input type="checkbox"/>	
	従業員の研修計画、実施記録	<input type="checkbox"/>	
	ハラスメント防止に関する書類(ハラスメント防止に向けた方針、相談記録等)	<input type="checkbox"/>	
	業務継続計画に関する書類(業務継続計画、研修及び訓練計画、実施記録等)	<input type="checkbox"/>	令和6年3月31日までは努力義務
	感染症の予防及びまん延防止に関する書類(委員会の名簿、指針、研修及び訓練の記録等)	<input type="checkbox"/>	令和6年3月31日までは努力義務
	従業員の秘密保持誓約書	<input type="checkbox"/>	
	パンフレット、チラシ	<input type="checkbox"/>	
	苦情の受付・対応に関する書類(受付簿、マニュアル、報告記録、再発防止策等)	<input type="checkbox"/>	
	事故対応に関する書類(マニュアル、連絡体制、報告記録、再発防止策等)	<input type="checkbox"/>	
	虐待の防止に関する書類(指針、研修計画、実施記録、担当者の設置等)	<input type="checkbox"/>	令和6年3月31日までは努力義務
	2.介護報酬に関する書類		
	給付管理票の写し	<input type="checkbox"/>	※1減算の有無にかかわらず確認します。自己点検シート(加算等)を参考に準備してください。 ※2自己点検シート(加算等)を参考に、算定している加算のみ準備してください。
	介護給付費明細書の写し	<input type="checkbox"/>	
	運営基準減算・特定事業所集中減算に関する書類※1	<input type="checkbox"/>	
	加算の算定要件に適合することが分かる書類※2	<input type="checkbox"/>	
3.ケアマネジメントに関する記録			
課題分析結果(アセスメントシート)	<input type="checkbox"/>	市が指定した利用者についてケアプランの確認を行いますので、同意の署名等を得たものを準備してください。	
課題整理総括表(作成している場合のみで可)	<input type="checkbox"/>		
居宅サービス計画書(第1～第3表)	<input type="checkbox"/>		
サービス担当者会議の要点(第4表)	<input type="checkbox"/>		
居宅介護支援経過(第5表)	<input type="checkbox"/>		
サービス利用票兼居宅サービス計画(第6表)	<input type="checkbox"/>		
サービス利用票別表(第7表)	<input type="checkbox"/>		
モニタリングの記録	<input type="checkbox"/>		
個別サービス計画	<input type="checkbox"/>		

・当日確認書類について、電子化している場合であって、速やかに画面を提示できる場合には、印刷の必要はありません。  
・必要に応じて、上記以外の書類の提示を求めると、提示された画面の印刷や書類の写しを求めることがあります。